

議案第 85 号

長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 12 月 3 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)等の改正に伴い、
所要の改正を行うもの。

長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

長与町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「法第13条第1項及び令第8条から第11条まで」を「法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。